

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「自らが輝き、人を元気にする」という経営理念のもと、「経営理念・ミッション」の実現を目指し、中長期的な企業価値向上を実現するために、介護という仕事を通してお客様の「心」を元気にし、福祉を通して地域の未来に貢献することとしております。

また、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益を守ることがコーポレート・ガバナンスであると考え、法令遵守及びその他社会的責任を果たすことのみならず、経営の効率性、健全性及び透明性を高めることにより、企業価値を継続的に向上させることが重要であると認識しております。当該認識のもと、当社では監査等委員会を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督に透明性を確保し、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社杏	4,500,000	45.18
苗代 亮達	1,966,000	19.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	729,800	7.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	442,700	4.44
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	206,445	2.07
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	174,300	1.75
MSIP CLIENT SECURITIES	95,436	0.96
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	90,078	0.90
株式会社SBI証券	82,500	0.83
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	78,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無

苗代 亮達

親会社の有無

なし

補足説明

1.資本構成、大株主の状況は2023年3月31日現在の状況を記載しております。

2.株式会社杏は、当社代表取締役社長である苗代亮達の資産管理を目的として設立された会社であり、同氏及びその近親者が全株式を保有しております。

3.当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、大株主の状況には当該株式分割を考慮する前の株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、少数株主の利益保護のため、牽制の働く役員構成とすることを経営方針として有しております。支配株主との取引を行う場合は、取締役会において、取引の必要性和合理性並びに取引条件の妥当性について十分に検討した上で総合的に決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

[illegible]

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠 善昭	○	○	該当なし	税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
中西 祐一	○	○	該当なし	弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
山本 英博	○	○	山本氏は、過去において当社の取引銀行の一つである株式会社北國銀行に在籍しておりましたが、2023年3月31日現在、同行から借入金はなく、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	金融機関役員としての業界経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして客観的かつ独立的な立場から職務の遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
中島 恵子	○	○	中島氏は、過去において当社の取引先であるあいわ税理士法人に在籍しておりましたが、当社の社外取締役に就任する前に同税理士法人を退職していること及び同税理士法人は当社から多額の金銭を得ている税務専門家にあたらないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	税理士としての高い専門的知見を活かし、また大手税理士法人のパートナーとして経営活動全般に関与された豊富な経験があり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
--------	---------	----------	----------	---------

監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
--------	---	---	---	---	-------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人との定期的な打ち合わせや随時の情報交換を行い、相互に連携しながら監査・監督を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

代表取締役1名、社外取締役4名の計5名で構成され、任意の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設け、役員の指名・報酬等の特に重要な事項について公平性・透明性・客観性を高めることとしています。また、同委員会の議長は社外取締役である委員の中から選定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上に対する意欲と士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績向上と当社に貢献のある社内取締役、従業員が得られる利益を連動させることにより、業績向上に対する意欲と士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項】

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において取締役の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役4名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

監査等委員でない取締役の報酬

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、2019年6月25日開催の定時株主総会において決定された年額200,000千円(ただし、使用人分給とは含まない)の報酬枠の範囲内で、指名報酬諮問委員会において報酬案を決定し、取締役会で決議しております。なお、当社は役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等を支給していませんが、監査等委員でない取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。

なお、決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名であります。

監査等委員である取締役の報酬

当社の監査等委員である取締役(社外取締役を含む。)の報酬は、2019年6月25日開催の定時株主総会において承認された年額30,000千円の報酬枠の範囲内で監査等委員の協議に基づき決定しており、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成しております。

なお、決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役及び社外監査等委員を補佐する専従スタッフの配置はありません。社外取締役監査等委員に対しては、取締役会の開催に際し、取締役会事務局(総務部)より資料を事前に配布し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

取締役会は8名(内、監査等委員4名)の取締役に構成されており、法令で定められた事項及び重要事項を決定するとともに、業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速な意思決定を確保するため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(経営会議)

経営会議は、取締役会への付議予定事項及び報告予定事項を協議する他、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について審議を行うとともに、当該重要事項についての報告を受け、構成員間における情報共有を行うものとして設置しております。なお、経営会議の構成員は代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査等委員及び部長・室長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者となっております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員4名にて構成されており、監査等委員長が議長を務め、監査内容の共有及び監査に関する重要な事項の決定を行っております。監査等委員会は、毎月1回の定例の監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と連携し、情報収集、監査環境を整備し、監査・監督機能の強化を図っております。なお、監査等委員の取締役は4名全員が会社法施行規則第2条第3項第5号の規定に該当する社外役員です。

(指名報酬諮問委員会)

指名報酬諮問委員会は、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。指名報酬委員会は、代表取締役社長1名、社外取締役4名で構成され、役員の指名・報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。

(リスクマネジメント・コンプライアンス委員会)

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンスの実効性の向上と、コンプライアンスの維持・向上を図るため、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。原則として月に1回開催するほか、緊急議案が発生した場合には臨時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。

(サステナビリティ委員会)

当社は、「企業」と「社会」の持続可能性の両立を目指し、サステナビリティ推進活動を強化・加速させるため、「サステナビリティ委員会規程」に基づき、サステナビリティ委員会を設置しております。原則として6か月に1回開催するほか、必要に応じて随時サステナビリティ委員会を開催しております。

(内部監査体制)

当社は、事業部門と独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査室長1名を含め3名で構成され、内部監査規程に基づき、当社各部署の業務全般の監査を実施しており、代表取締役社長及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。内部監査室長は、監査結果について、代表取締役社長と協議し、被監査部署に対して必要な対策、措置等を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人は、監査を有効かつ効率的に進めるために、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(会計監査人)

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、法定監査を受けております。なお、会計監査人、監査等委員会と内部監査室は定期的な会合をもち、相互の監査結果などについて説明と報告を行い、監査品質の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ガバナンス強化のため2019年7月に監査等委員会設置会社としております。独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことで、法令遵守のみならずステークホルダーとの適切な協働関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土醸成に対して社外の目による経営の監査・監督機能を強化することが、当社にふさわしい体制であると判断し、監査等委員会設置会社を選択いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2023年6月28日開催の第18期定時株主総会の招集通知を、同年6月13日に発送しております。情報提供は、招集通知の発送前の、当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページ(TDnet)に同年6月6日にその内容を公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、他社の集中日を回避するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能にできるよう検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取り組み	機関投資家の皆さまの利便性向上を図るため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類につきまして、英文でも作成し、当社ウェブサイト等に掲載することで、海外の投資家の皆様に提供しております。

その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。
-----	-------------------------

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載しております。 https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-management/ir-disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対して、中間決算後及び期末決算後の年2回を基本に、代表取締役社長による説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対して、中間決算後及び期末決算後の年2回を基本に、代表取締役社長による説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びその他の開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料等を、随時当社ホームページ上のIR専用サイトに掲載しております。 https://sunwels.jp/pdh/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ではステークホルダーの立場を尊重し、良好な関係を構築するため、「経営理念・ミッション」の実現を通じて中長期的に企業価値を向上させ、株主価値の向上を図るうえで、重要な基本方針としており、当社規定「コーポレートガバナンス規程」「情報開示規程」「情報開示マニュアル」等を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティ基本方針を策定し、これに従い、皆様の生活、地域や環境の未来、介護業界の将来を照らし続けることで、あらゆる人と環境が調和し共存できる、輝く社会づくりに尽力してまいります。なお、具体的な取組みは当社webサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ディスクロージャーポリシー」を策定し、すべてのステークホルダーに対して積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムに関わる基本方針」を取締役会決議で定めており、基本方針に基づき以下の通り内部統制システムの整備及び運用しております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
サンウェルズのミッションを前提に「経営理念」、「行動指針」に則り行動する。
() リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
() コンプライアンスの徹底を図るため、当社の取締役及び使用人への教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を行う。
() 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
() 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然とした対応をし、その活動を助長する行為に関与しない。

- 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」「諸規程管理規程」等に基づき、適切かつ

確実に保存・管理を行う。

- () 株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会、経営会議議事録、およびそれらの関連資料
- () 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- () 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- () 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

3. 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、当社の事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク分析・把握・防止・管理等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎週経営会議を開催し、経営戦略決定の迅速化、経営監督体制・業務執行体制を強化する。
- ・定例取締役会以外に、必要時は臨時取締役会を随時開催。

5. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員は取締役と協議の上で必要とする監査等委員スタッフを置くことが出来る。
- ・監査等委員スタッフは専任とし、人事考課は監査等委員が行い、異動は監査等委員の同意を得る。

6. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制

- ・監査等委員は重要な会議に出席し、職務の執行状況の聴取及び関係資料の閲覧を行うことが出来る。
- ・取締役は著しい影響・損害が発生する恐れがある場合、速やかに監査等委員に報告しなければならない。
- ・取締役及び使用人は、監査等委員が報告を求めた場合、迅速に対応しなければならない。

7. その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は重要文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求めることが出来る。
- ・監査等委員と代表取締役の定期的な意見交換会の実施、内部監査室や会計監査人と連携する。
- ・監査等委員会は、必要に応じてその判断で外部専門家を起用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守するとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「取引先に対する反社会的勢力調査マニュアル」を整備し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。さらに暴力追放推進センターや顧問弁護士との連携等が図れるよう体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

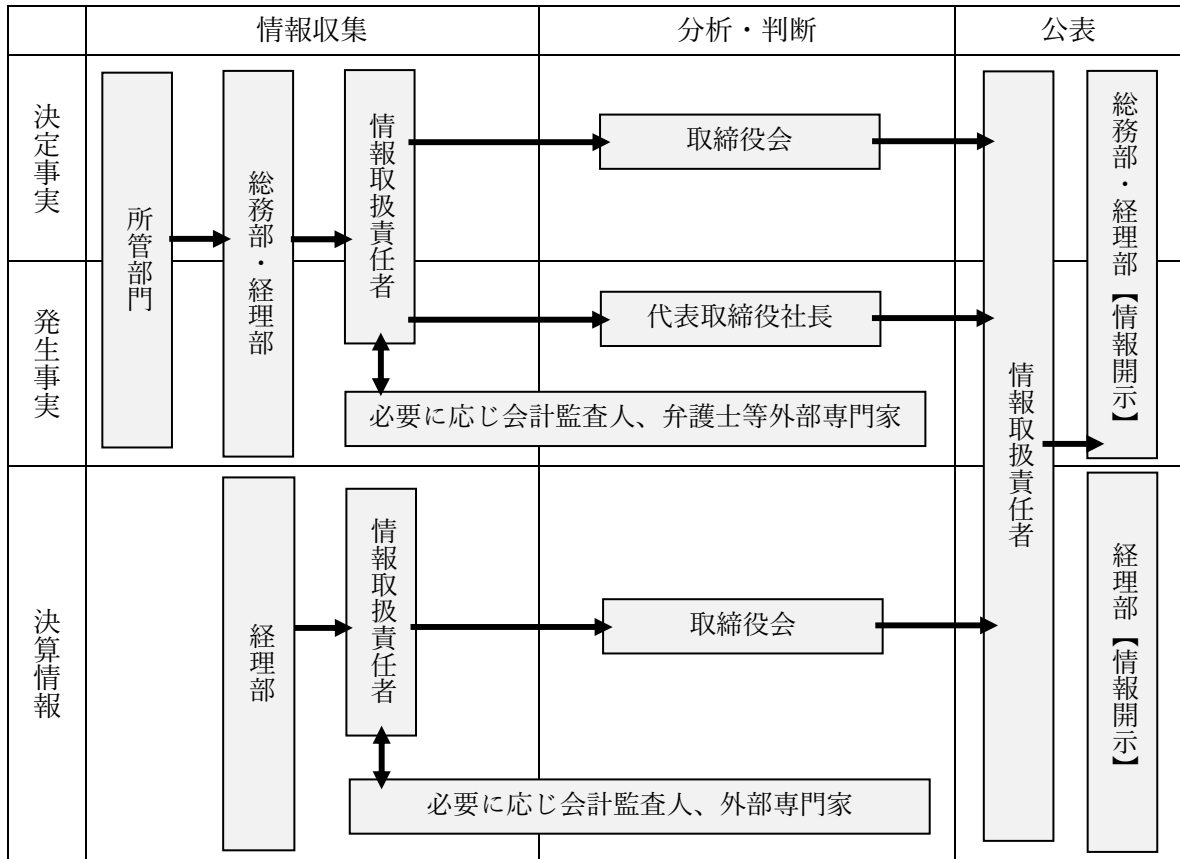
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。

<適時開示体制の概要(模式図)>



<コーポレート・ガバナンス体制についての模式図>

